

組織機構改革検討委員会

中間答申

平成17年3月1日

平成 16 年 2 月 6 日

日本歯科技工士会会長 中西 茂昭

日本歯科技工士会は、公益社団法人として民法に依拠し、地方行政区分に倣い存立してきた。その組織 50 年になんなんとする成り立ちのなかでは、適切な時期または必要に応じて、様々な機構の新設・変更や妥当な費用負担などを検討し定め、実施してきた。

次の半世紀を迎えようとする現在、共済のバックグラウンドは変質し、保健所はもとより市町村統合さらには都道府県の変更でさえ議論の埒外にはない。

かかる社会環境を踏まえ、変化する組織状況やニーズ、経済環境や構成員の年齢構成、提言されてきた他の答申などを含め、これまでは調整の積み上げで対応してきたものを、網羅的かつ横断的に検討し、以後四半世紀に通用すべく問題点を整理されたい。またこれらを通年報告として開示し、反応をフィードバックされ、再議論し、指針を立て、試案を起し、答申とできるよう準備されたい。

以上、諮問する。

組織機構改革検討委員会（以下、本委員会）は、平成 16 年 2 月 6 日に中西茂昭会長から諮問を受けた主題につき、協議に必要なオブザーバーを招集し、全体会議 6 回、分科会各 2 回計 4 回を含め合計 10 開催の網羅的かつ横断的な検討を重ねた。ここに中間答申とする。

組織機構改革検討委員会

平野 良治（委員長） 柴田 幸夫（副委員長）

東 賢（委員）	白岩 勝（委員）	山口 佳男（委員）
大日向 均（委員）	杉井 伸行（委員）	野島 正美（オブザーバー）
小村 純二（委員）	高橋 俊秋（委員）	古橋 博美（オブザーバー）
小泉 潤（委員）	宮永 齊（委員）	和田 章（オブザーバー）
国府田 知生（委員）	宮野 亮三（委員）	下澤 正樹（事務局長）
佐野 義仁（委員）	持木 正文（委員）	

中間答申目次

- 前 文
- 総 論
- 各 論
 1. 本会と連盟の補完関係
 2. 既存構成体の評価と指針
 3. 本会機構の改編指針
 4. 連盟機構の改編指針
 5. 会費額と収受手法の改正指針と展望
- 結 語
- 資 料

中間答申

平成 17 年 3 月 1 日

前 文

保健は、社会保障の一翼を担う。歯科技工士は、国民保健へ寄与する一医療専門職である。

社団法人日本歯科技工士会(以下、本会)と日本歯科技工士連盟(以下、連盟)とで構成される一団は、歯科技工士による社会組織である。振り返れば、この職能組織の創設前史は、歯科技工を専門に担う者たちが「我に名を」と求める自我の萌芽と社会主張であった。こうして産み出された組織は、先輩諸氏により引き継がれ、時々の変容を経た。

組織創設半世紀となる本年、この引き継ぎゆく組織を時代変容に適合させるべく、組織機構改革検討委員会(以下、本委員会)は、会長からの諮問事項を網羅的・横断的に検討した。近々に取り組むべき懸案と中期的懸案を中間答申として纏める。

社会では、地方自治体の再編統合、業免許の更新制や法人制度の改編等々、多くの基本的外形が変化しつつある。情報開示は進み、消費者選択や事業者責任等々多くの慣習や契約関係も変化した。医療の皆保険制度も、社会保障の全体構成のなかで議論され、社会保険診療の範囲と個人負担に係る新たな枠組みなど、医療制度改革は続いている。我が国人口動態の高齢化は確実で、個人の組織感・義務権利関係への感覚などもかつてのままではない。国際的なモノとヒトの移動は、量の増加と時間短縮を加速する。よって商域は拡大し、慣習は崩れやすい。したがって、すべてのヒト集団は「自らが変わることによって自分たちを護ることができ、戦略をもった主張と運動によって、その引き継ぐ目的を達成できる」と言っても過言ではないだろう。

歯科技工界では、歯科医師教育との相関において必要な歯科技工士教育の改編は滞り、皆保険経済下における歯科技工に係る経済への施策不整備は続き、就業歯科技工士数が留まるにもかかわらず、歯科技工所の濫立は続く。これらの状況は、事業所規模の零細化を加速させ、業態の維持を困難とさせている。更なる高齢社会を迎えるにあたり、歯科技工士による口腔保健への社会貢献を続けるためには、環境改善の主張が不可欠である。

歯科技工士によるこの貢献を継続・推進するためには、歯科技工士自らが己と業界とを律し、業態を適宜更新させ、政治行政等への主張等アプローチを通じて必要な法令改正ならびに運用を得、普及しひろく履行されることが必要である。

本委員会は、かかる理解のうえに「自らが変わる」ことによって、引き継ぎ且つ新たに生まれる目標を達成できると考える。そこで、本会ならびに連盟の現行機構を網羅的横断的に議論の対象とし、各々その有意性確認ならびに改善指針を議論した。ここに連盟機構の改革指針を示す。この取り組みの開始には、本会が新たな半世紀を迎える本年、ならびに連盟がその本旨に立ち挑んでいる今こそがふさわしい。

総論

本会と連盟は、歯科技工を通じた保健貢献の環境構築と、会員共有価値のために尽くさなければならない。そのために、両組織の因って立つ法令と目的の特徴に立ち返り、この補完関係を十分に理解すべきである。そのうえで各種事業の特質を明らかにし、その分担を進め、一層の会計等必要な分離を図ったうえで適切な開示に努めつつ、両組織は『統合された意思』をもって運動の連動を推進すべきである。

歯科技工に係る事業経済への基礎的諸条件は、皆保険制度・資格者養成体制・事業所施策などの社会政策によって構成されているといっても過言ではない。その事業の共有商圏は、大まかに都道府県歯科技工士会(以下、県技)区分に依る地域とこれを裕に越える地域とがあるが、医療サービス業の特質等から、委託元・受注者・消費地域は限定されている。以上の二点からして、全国的施策運動の必要性は明らかであり、同時に地域別共同共闘意識の有用性も理解できよう。よって、全国は無論、地域別における組織構成員の増強にもまた大きな効用がある。

そのために、本会と連盟の機能差に着目し、内部効用と対外効果を考察しつつ、相互に構成員の定義ならびにその所属等の規範を新たに構築すべきである。

本会においては、当分の間その定款の内容を維持されたい。そのうえで将来構想としては、定款に記す支部に関して、国家レベルでの道州制移行の必要性と意義、またこれらの本組織への反映について考察すべきである。その結果、支部範囲設定の意義に適い、行政所管の問題を克服でき、適正規模を図れる場合には、全国を網羅した長期的な変更も視野に入れるべきである。

連盟においては、対外効果をより発揮するために、これまでの支部枠を変更した括りが可能となるよう、変更時のマイナスを最小限にとどめながら、可及的速やかに積極的な改編に取り組むべきである(資料 16・17・18 ページ参照)。

これまで代議員会・評議員会等において、数度に亘り取上げられてきた諸問題について、本委員会として議論した。加えて、組織体の機構改革を通じて本会と連盟とが新たなスタートを切る姿勢を多くの歯科技工士と共有するために、本委員会はこれまでの各種制度やその関係を再評価した。また、機構改革を通じて本会と連盟とが新たに有効な補完事業を担うべく、本委員会は議会・各種委員会・役員会内各部等の両組織の構成体を再評価した。各種事業ならびに構成体はその目標を明らかにし、組織を活性化するために部門の再構築を図るべきである。各論に、構成体ごとの今後の指針を示す。

議会への指針は、選挙規定等改正案検討委員会答申(平成 15 年6月 21 日)の趣旨に沿い、本組織の基盤・財政・支部構成等において可能で、会員意思が可及的に集約され反映でき、定款の趣旨が遵守され、将来に資するという原則を貫いた。各種委員会等への指針は、民主的な運営に不可欠な部門は堅持した。連盟における各種委員会等は、必要な際、直ちに創設できるよう準備されたい。

本委員会は、現在の厳しい組織状態を直視し、慢性感・惰性感を廃することを求める。役員会は、こうした基本認識の下で本指針を熟考され、必要な規約改正案を纏め示すとともに、自らの決議で可能な改編に対しては積極果敢に取り組まれたい。

本委員会は、現在の厳しい組織状態から脱するために、代議員会・評議員会(以下、両議会)において本指針の趣旨を理解され、必要な規約改正案を求めもしくは建議し、改編に向け審議されることに期待する。

本委員会における議論の過程で明らかとなった論点のひとつは、平等と公平と選択、すなわち受益者負担の在り方である。会費は、受益と負担との均衡が望まれる。本会の資格者会費は、平等がふさわしい。本会の

自営者会費は、施策荷重と負担公平との観点から、制度を維持されたい。連盟の個人会費は、歯科技工への関与度により複線化し新たに構成されたい。連盟は法人を会員とする部門を設け、施策荷重にふさわしい負担を願うべきである(資料 16・17・18 ページ参照)。

会員諸氏は、全国津々浦々に住まう。会員諸氏の年齢構成は広範で、その支部たる県技規模は、人数比で 20 倍、面積比で 40 倍を超える。県技ならびに県内支部は、各々にその歴史を有し、地域における法人等を構成し、その地域保健に役立っている。同時に、県技ならびに県内支部は、本会ならびに連盟を構成する一支部である。県技ならびに県内支部は、このふたつの要素を併せもっている。この双立性を鑑みるに、「県技ならびに県内支部(以下、県技等)」への、会費を含める「構成員の支出総額」については、県技等の経緯ならびに事業内容には差異があり、これを越えての全国一律化は現実的ではない。同時に、全国組織を組み、目的を同じくして地域毎に集う以上、特段の事情を除き「当人選択部分を除く会員の負担合計の差異」は一定範囲内に収まることが望ましい。全国域における支部の集合である「地区(ブロック)の区分」は、公益社団法人である本会と届出団体である連盟との社会的な役割の差を踏まえたうえで、社会的な地域区分とのバランスを図り、機動的な活動を確保できる規模を考慮して再編指針とした。

本会と連盟の活動は、これまで、歯科技工所の経営環境の改善を通じて、安全で安定した質の高い保健寄与の達成を求める運動が相当部分を占めてきた。この事業環境の改善運動は、会員諸氏からの期待も高く、継続すべきである。よって、その運動実態にふさわしく、組織構造において可能な形式で法人加盟への道を拓き、法人自らがこの運動に貢献すべきである。

患者個々への日々の歯科技工は、有資格者個々がその責任において尽くしている。経済環境・教育制度・事業規範など社会政策部門への主張は、その個々の務めでは届かない。社会への主張は、界内議論を経て取り纏められ、社会的代表部から発せられることが重要である。本会ならびに連盟は、まさしく歯科技工に係る社会的代表部であり、以後一層上記部門に特化し、その役割を果たすべきである。この主張を形あるものとするために、歯科技工が保健医療の一端を担っている事実を、社会に対して一層発信すべきである。

現在までは無論おそらく近い将来も、歯科技工は、現に社会に供給される歯科医療の欠かせない一部分である。しかし歯科技工とこれを担う者たちは、それにふさわしい社会的取り扱いを受けていない。その理由は単一ではないが、歯科技工士有資格者自らの民主国家に住まう一市民としての行動が不十分であることも見落とすことはできない。そのなかにあって、本組織に参画される会員諸氏は、さまざまな困難を越え集い、社会的発信の重要性を知り取り組まれている。本委員会は、会員諸氏のこの姿をあらためて讃えたい。

各 論

1 本会と連盟の補完関係

公益法人に係る制度全体が変わろうとしている。本会は、公益事業の強化を中心に、これらの変更に対応していくこととなる。このため本会は、より国家資格者団体としての性格を強化し、定款第4条が求める「歯科技工士の徳性高揚」「歯科技工に関する知識及び技術の進歩発達」「歯科医療への寄与」等を、一層推進されたい。

歯科技工による保健貢献を一層推進させるには、公益団体として直接に取り組む事項以外にも、多くの社会的懸案がある。これに対してはこれまでも本会と連動する連盟が担ってきたところであるが、この連盟運動の幅を広げ、より多くの歯科技工士ならびに歯科技工の保健貢献に意義を見出す方々において、この連

盟の存在と役割が明らかに認められるように図る必要がある。そのためには、連盟機構を改編し、歯科技工業に係る施策の推進と政治行政へのアプローチ力を強化して、目的団体としての性格を強化すべきである。よって早期に連盟規約を改正し、歯科技工社会代表部としての補完事業を、より活性化できる機構に改編されたい。

本委員会は、この中間答申を通じて、両組織の会員諸氏はもとより、未入会の歯科技工士諸氏、さらには歯科技工による保健貢献を支持するすべての方々に申し上げたい。

本会だけでは歯科技工社会施策は改善できず、連盟だけでも歯科技工集団の社会的存在として不十分である。両者は、相互に補完する役割を担っている。この補完関係が十分に理解されることを通じ、各種事業の特質を明らかにし、その分担を進め強化しつつ、一層の会計等必要な分離を図ったうえで、本会と連盟との統合された意思をもって、その運動が連動されるべきである。

2 既存構成体の評価と指針

2-1 本会各部門等への性格強化のための再評価と役割指針

本委員会は、本会における各部門等を性格強化のために再評価した。各々への指針を示す。

▶ 学術部

- ① 「学術部」は、歯科技工に関わる技術知見の収集に努め、これを会誌等を通じて公開に資することを継続し、加えて検証・フィードバックへの取り組みも開始されたい。
- ② 「学術部」は、構成役員の外に、複数の部員を擁する「学術部会」を有す。当部会は、今後とも継続し、歯科技工士による学術的論述のサポートならびに指導に寄与されたい。
- ③ 「学術部」は、「歯科技工士生涯研修中央本部委員会」と密接に連帯し、未入会歯科技工士や歯科医療従事者を対象とし、歯科技工士生涯研修を通じた技術知見の公開普及のために尽されたい。
- ④ 「学術部」は、歯科技工士が日本歯科技工学会との関係を推進強化する中核として働き、共に育ちゆく路を築くべく、相互加入の達成へ向けて努められたい。
- ⑤ 「学術部」は、教育機関の研究者・教務等との交流を欠かさず、教育研究の一助となることを目されたい。

以上を踏まえ、「学術部」は名称を含め維持し、上記の強化を図るべきである。

▶ 広報部

- ① 「広報部」は、本会の社会的な「顔」でもある会報誌『日本歯技』の定期発行を担っている。
- ② 当誌は、学術知見の公開という代表的公益事業の定期媒体としての存在価値がある。当誌は、会員の共有ツールであり、(ア)情報共有機能とともに (イ)心理的連結機能を発揮している。また当誌は、広告掲載等によって、実質的に本会財政に寄与している。「広報部」は当誌において、学術ならびに教養の高揚を図る気風とともに、より親しみをもたれることや興味を喚起する企画にも一層取り組まれたい。
- ③ 「広報部」は、常務理事・理事の外に、複数の部員を擁する「広報部会」を有している。「広報部会」は、IT 技術を利用し地方在住の部員参加も模索しつつ、今後とも継続し活動されたい。

以上を踏まえ、「広報部」は名称を含め維持し、今後とも継続し活動されたい。

➤ 「**技工業対策部(自営)**」

- ① 「技工業対策部(自営)」は、(ア)労務管理・労働安全・事業者責任を含む歯科技工業管理関連 (イ)渉外活動を含む社会保険診療における点数関連 (ウ)法令関連とその遵守ならびに違反問題対応 (エ)原価計算要領など経営にかかる汎用資料等の作成など、歯科技工業に関わる広範な事案に対応してきた。
- ② 業の健全な維持発展には、事業所における諸問題の解決や運営の更新が必要である。「技工業対策部(自営)」は、その担当事業に歯科技工所の経営・運営を多く含んできた。
- ③ 「技工業対策部(自営)」の事業は、一般社会の事業体規模傾向からすると、極めて零細な事業体(生業)と小企業とを包含している。この二者関係には、「ワンマンラボと呼ばれる個人営業体」と「複数人との雇用関係を続ける法人」とにおいて経営・運営に及ぶ異なる法令も多く、同時に共通する社会問題を抱えているという特質がある。
- ④ 「技工業対策部(自営)」は、事実上『自営者会費拠出者の期待を担う部署』と認識されているが、その名称に括弧が付いているなど、必ずしも事業の性格が明らかに理解できる形式ではない。「技工業対策部(自営)」は、常務理事・理事の外に、複数の部員を擁する「技工業対策部会(自営)」を有している。

以上を踏まえ、「技工業対策部(自営)」は、本会においてはその名称を「歯科技工所運営対策部」に改め、また連盟においては「歯科技工所経営対策部」を創設し、これらを両会において適切に位置づけつつ、役員以外の者を含む部会等チームの構成には新たな観念で取り組み、上記特質に適った施策の推進が理解されやすく、必要な共同が「会員に見える形」で組まれるよう、改編を図られたい。

➤ 「**技工業対策部(勤務)**」

- ① 「技工業対策部(勤務)」は、(ア)勤務歯科技工士に関わる待遇改善 (イ)労働関連保険への加入促進運動 (ウ)標準賃金表等の作成ならびに周知 (エ)会誌を通じた事業主等への主張の展開など、勤務する歯科技工士の労務環境の改善に対応してきた。
- ② 労働者として勤務する歯科技工士の勤務先は、歯科技工所、医療機関、歯科メーカー・商社等企業、養成所・学校等教育機関で、そのほとんどを占めている。歯科医療機関特に歯科技工所における労務実態は、著しく労働過多である。また、歯科医療機関に勤務する者の労働実態は多様性を増し、労務問題が多角化する。
- ③ 社会保険・労働保険等の加入率等の改善を始めとする労務条件の改善機運が生まれ、一定の反映を得れば、一部にみられる料金の低廉化を可能とさせている状況はせばめられて行くであろう。
- ④ 「技工業対策部(勤務)」は、『労働者たる歯科技工士の期待を担う部署』と認識されているが、その名称に括弧が付いているなど、必ずしも事業の性格が明らかに理解できる形式ではない。「技工業対策部(勤務)」は、常務理事・理事の外に、複数の部員を擁する「技工業対策部会(勤務)」を有している。

以上を踏まえ、「技工業対策部(勤務)」は、その名称を『歯科技工士労務対策部』に改め、役員以外の者を含む部会等チームの構成には新たな観念で取り組み、適切な位置づけをし、上記問題に対して明確な主張ができるよう、改編を図られたい。

➤ 「組織部」

- ① 「組織部」は、(ア)県技への入会促進運動の紹介や運動資金の援助などの組織拡充事業 (イ)養成所・学校等歯科技工士資格取得予定者へのアプローチなど、組織構成員に関わる事業を担ってきた。
- ② 活動促進ツールの作成等は、県技が単独で行うよりも全国規模での一括化は効率的であり、入会活動に関する情報の県技を越えた共有には価値がある。
- ③ 弁護士会等のような「業を担うにあたっての強制加入団体」でない以上、入会促進や退会防止への広義の取り組みは、組織維持と運動推進等のために必要である。
- ④ 本来この常時必要な事業がこれまで、常務理事・理事の外に複数の部員を擁する「組織部会」だけに一面的に求められ続けた結果、会員減の問題が「組織部の活動如何」という風潮を醸成し、結果として一重に批判の受け皿となったことで、他の部署等の意識を入会促進・退会抑制への取り組みから遠ざけることとなった。この傾向は、排除され、改善されるべきである。
- ⑤ 入会促進や退会防止への広義の取り組みの成果は、本質的には「組織存在が発する求心力」に左右されるものであって、こと組織部の具体的個別活動の優劣で上下するものではない。続く会員減少を直視するとき、かかる本質的考察に立ち戻り、組織維持と運動推進等のため、組織求心力を高めることに問題解決の要衝を求めるべきである。よって、事業所部門や勤務者集団等の各級別すべてにおいて組織維持活動を念頭に置くべきである。

以上を踏まえ、「組織部」は部会を含めて解消し、担ってきた事業は、会員管理業務は本会ならびに連盟の総務担当者が履行し、会誌等を通じた学生等へのアプローチは広報部が担い、増強汎用ツール等の作成等は『入会促進支援活動を担う理事』を総務担当常務理事の下に配置して対応するなどの改編を図られたい。

➤ 他の部門(総務・財務・調査企画・国際)

- ① 「総務部」は、本会における総務全般を担う。部会は無し。当部門は、法人が雇用する事務職員の職務を適切に遂行させ、その労務管理をなす責務を負う。当部門は、関係団体、契約業者等々の一次接点また会館管理や、財務部とともに資産保全等の役を担う。
以上を踏まえ、「総務部」は名称を含め維持し、今後とも活動されたい。
- ② 「財務部」は、本会における財務全般や共済関連を担当する。部会は無し。当部門は、法人としての健全で堅実な日々の財務を遂行する責務を負う。当部門は、すべての支出の精査を行い、総務部とともに資産保全等の役を担う。当部門は、監事による平時の監督指導を得、所轄行政による定期ならびに臨時の監督を受ける。
以上を踏まえ、「財務部」は名称を含め維持し、今後とも活動されたい。
- ③ 「調査企画部」は、本会における調査・企画活動を担う。部会は無し。当部門は、特定の定期調査は外部専門業社と共同してきた。日常的な調査の役員の地理的問題は、情報ネット社会の到来と行政等の情報開示によって軽減した。当部門は、法令等の調査や、多岐に亘る改正試案の作成等を担う。
以上を踏まえ、「調査企画部」は名称を含め維持するが、行政・関連団体等への折衝を含む企画関連については複数の担当者により履行されるよう配慮し、また資質を活かした個別プロジェクトチーム制を推進しつつ、歯科技工士法検討委員会等との関係を整理されたい。

- ④ 「国際部」は、(ア)アジア・太平洋地域歯科技工士会協議会の実施主体 (イ)国際医療技術交流財団等からの留学生受け入れの窓口 など、本会における国際的事柄の一次接点である。部会は有していない。

以上を踏まえ、「国際部」は名称を含め維持し、多国間の友好促進と相互理解のバランスを図るべく今後とも活動されたい。

➤ 役員体制等

- ① 本会における役員は、定款に則り地区ならびに世代バランスを考慮し、積極的に適材を登用されたい。委員会等を設置するにあたっては、目的ならびに期限、委員構成等を明らかにしつつ、諮問・答申等を可能な限り開示されたい。特定事案の履行に際しては、資質あるプロジェクトメンバーを広範に選任し、専門性を深められたい。
- ② 連盟における役員は、規約に則り、その本来的機能に着目し、内部効用と対外効果による運動力・伝達力を求め、地域にも配慮し登用されたい。必要な委員会等は適宜設置し、社会主張が効率的に伝播できるよう、日ごろの地域交流等の重要性につき周知されたい。
- ③ 通信情報に係る社会資本は整備され、人々の認識や思考への通信ネット社会の影響は大きい。今後、この傾向は一層進む。本会ならびに連盟は、歯科技工代表部として社会への主張を発信するにあたり、かかる状況に積極的に対応することが求められる。この意味で、現在までの取り組みは不十分である。会員間の情報共有を効率化迅速化するためにも、かかる部門のあらたな構築へ向け積極的に取り組まれたい。

2.2 各種委員会の性格強化のための再評価と今後の役割指針

本委員会は、本会等における各種委員会等を性格強化のためにこれを再評価した。各々への指針を示す。

既存の各種委員会には、①維持し存続すべきもの ②一度整理し事案ごとに創設すべきもの ③終了手続きが為されていないもの とがある。適宜、時期を問わず整理・再建、また委員構成を必要時に更新するなど適切に対処されたい。

➤ 組織自体に単独で存在する委員会

- ① 選挙管理委員会 ⇒ 本会において存続へ。連盟において必要時に創設。
② 裁定委員会 ⇒ 本会において存続へ。連盟において必要時に創設。

➤ 代議員会所属委員会

- ③ 本会財務委員会・連盟財務委員会 ⇒ 両会において存続へ。
④ 議事運営委員会 ⇒ 本会において存続へ。連盟において必要時に創設。
⑤ 資格審査委員会 ⇒ 本会において存続へ。連盟において必要時に創設。

➤ 役員会所属委員会

(ア) 常設

- ⑥ 時局対策委員会(時局対策委員会『関係法令違反等専門部会』含む)
⇒ 一度整理へ。事案ごとに創設。
⑦ 表彰委員会 ⇒ 存続へ。
⑧ 紫紺賞基金運用委員会 ⇒ 存続へ。

- ⑨ 歯科技工士生涯研修中央本部委員会 ⇒ 存続へ。
- ⑩ 歯科技工士勤務者対策特別委員会
⇒ 一度整理へ。『歯科技工士労務対策部』が求める事業の主体となり、これを超える場合に創設。
- ⑪ 歯科技工士国民年金基金推進委員会 ⇒ 当初任務終了。整理へ。

(イ)時限

- ⑫ 50周年記念大会準備委員会 ⇒ 進行中。当該実行委員会に移行予定。
- ⑬ 50周年記念大会会史編纂委員会 ⇒ 進行中。清算を含む事業終了後に終了。
- ⑭ 組織機構改革検討委員会 ⇒ 進行中。中間答申の後に休止。事業終了後に終了。
- ⑮ 会費制度検討委員会 ⇒ 未了であった終了手続きを。
- ⑯ 福祉共済事業検討委員会 ⇒ 未了であった終了手続きを。
- ⑰ 歯科技工士法検討委員会 ⇒ 専門知識を有する個別プロジェクトチーム制への移行を。

2.3 「答申の積み残しと達成事項」の再評価ならびに再取組みの考察

本委員会は、本会等におけるこれまでの答申等の経緯と成果等を再照する。

➤ 有識者懇談会答申

平成5年2月15日に発表された「歯科技工士に関する有識者懇談会答申」は、社会において評価の高い方々が、歯科技工士に係る社会的諸問題を明らかにしたものである。

本答申に記された懸案は、歯科技工士組織が取り組むべき問題を、網羅的に長期指針として示したもので、現在も色あせていない。

具体的項目としては、平成17年2月現在、①すでに達成されたもの ②達成過程にあるもの ③未だ達成の目処にないものがある。

両会は、この答申の各項目を再照させ、常に確認し、途絶えさせず継続的に取り組むべきである。

そのためには、上記三分類を会員とともに共有し、①を確認し自らの運動成果を讃えることを忘れず、②への運動を途絶えさせず、③への突破口を探し改めて運動を集中化すべきである。

組織機構改革検討委員会が整理する 「歯科技工士に関する有識者懇談会答申」が示す課題	
I 将来像	
1	歯科医療提供システムの担い手と位置付ける
2	分担領域の明確化
3	医科関連技工への進出制度化
4	高度化・審美要求への対応
II 教育	
5	二年では不十分
6	大学学部・大学院の創設
7	定員適正化
8	統一試験
III 経済基盤	
9	点数明示(社会保険における存在定義)
10	一定限度を超える部分の受益者負担
11	社会診療報酬の決定に際する意見表明の機会が必要
IV 社会的地位	
12	「歯科技工の日」
13	歯科技工士法への改正
14	歯科技工所の設備構造・人的配置基準の新設
15	業態改編のための公的融資の道を拓く

➤ 会費制度検討委員会答申

平成 13 年 11 月 01 日に発表された「会費制度検討委員会答申」は、①負担の公平 ②基本会費の引下げ期待 ③法人代表者会費の新設 ④自営者会費の引上げ ⑤各種特例事項の評価などを課題とした。(資料 19 ページ参照)

当該委員会の指摘は、時を経て、実体として本委員会に移行された。その意味で、本委員会の答申は、四年越しの会費制度検討委員会の問題意識でもある。よって本会ならびに連盟は、本答申が主張する各項目には係る背景があることを再認識されたい。

➤ 選挙規定等改正案検討委員会答申

平成 15 年 06 月 21 日に発表された「選挙規定等改正案検討委員会答申」(資料 20 ページ参照)は、選挙規定を通じた民主主義の厳守のために、①役員選挙関連 ②代議員関連 ③議事運営関連などを課題とした。

選挙規定の改正に係る答申部分は、ほぼ改正済みである。

議事運営についての「あらかじめ副議長代行を務める者の準備」や、議会構成に関する「組織規模と議会規模との関係とのバランス」「支部間の規模差による代議員の資格等の均衡」などの旨への取り組みが残されている。

昭和 56 年と現在とが抱える組織状況の質の差ならびに会員数の著しい減少を直視するに、今後は、会員数の増減に応じて議会規模が 3 年ごとの自動更新でバランスし、同時に支部権能の均衡を保つことができる数値処理方式を明文化すべきである。

2.4 本会ならびに連盟における事務局体制の再評価ならびに会館等資産維持に関する指針

➤ 役員会にあつては、以下に記す事柄等につき事務局体制の再評価を進め、健全財政の維持と公益法人・届出団体としての役割分担が図られるよう、事務局体制の再編等に一層取り組まれない。

- ① 期限を定め、事務局の実務状況を評価する。
- ② 期限を定め、事務局職員の勤務状況を評価する。
- ③ 当該評価と、定年までの年数・人員配置等の雇用関係を総合的に勘案し、中期的体制・必要経費等を試算する。
- ④ 公益社団法人として、雇用関係法規の許す範囲内で、可能な対応を為す。

➤ 役員会にあつては、以下に記す等の事柄等につき会館等資産維持に努め、健全財政の維持と公益法人・届出団体としての役割分担が図られるよう一層取り組まれない。

- ① 会館等の長期修繕計画を立案し、あらかじめその費用を計画的に準備すること。
- ② 本会ならびに連盟からの発注ならびに委託等に関しては、入札など合理的契約を促進すること。
- ③ これまでの良き伝統を継ぎ、安全な財産管理を常に心がけること。
- ④ 各種法令を遵守するとともに、その範囲で柔軟且つ機動的対応をためらわないこと。

3. 本会機構の改編指針

公益社団法人に関する社会的規範が大きく変わろうとしている。本会は、公益性に重きを置き、これに合致すべく具体的変更点を事前に十分に考察し、適切な時期に対応できる体制へ向け備えられたい。各部ならびに各種委員会加えて事務局体制等については、前述した指針に沿い、再編へ向け積極的に取り組まれない。執行部は、一層の財政健全化を図るべく効率的な予算執行に努められたい。代議員会は、

一層の財政健全化を図るべく予算決算審議に努められたい。

国全体が少子高齢化を迎える。就業歯科技工士の年齢構成、また本会における入会実態を含めた会員年齢構成は、現機構の多くが出来上がった二十年前の人口ピラミッド型ではない(資料 18 ページ参照)。今後、県技を含めるすべての組織をして若年層の入会を促進することは当然であるが、その望みを理由に若年層の劇的増員を前提とした見通しを維持し機構や会費体系をそのままとすることは、責任ある姿勢とは言えない。本会機構は、かかる観点から以下の改編を検討されたい。

1. 会費のあり方

今後の会費のあり方は「平等と公平と選択」、すなわち受益者負担をキーワードに望むべきである。具体的な考え方を例示する。

(ア) 本会の資格者会費は、「歯科技工士資格を有する個人が等しく負う部分」との考え方に立ち、平等とする。

- i. よって、長期疾病等特段の個人事情への福祉的対応を除き、いわゆる家族会員(同居会員)や性差による会費免除ならびに減額等の施策は、本会会費において採用すべきではない。
- ii. また終身会員については、機を得て「有料での会誌受領選択制」などを設けるなど、将来の激増する終身会員世代に一定の財政上の協力を願えるよう改正試案を作成し、代議員会等で諮る。

(イ) 本会の自営者会費は、「施策荷重と負担公平」との観点から制度を維持する。

(ウ) 本会への入会に際しその所属支部は、①現住所または②就業地の都道府県からの選択とする。

(エ) 本会の入会金の存在は、総合的見地からこれを維持する。その内容については、度々の変更を要しないよう、社会的に妥当で、判り易く、平等性から著しく外れぬよう配慮しながら、金額を含め再検討し規定改正する。

(オ) 県技の入会金については、「県技入会金は撤廃」との旨の平成 6 年度第 1 回全国会長会議での決議事項(資料 21 ページ参照)がある。当決議の履行状況を検証し、今後については、あらたな考察のうえで十分な協議と決議をもって構築する。

2. 共済制度のあり方

共済制度は、本会において相互扶助の精神ならびに実態として生きている。

共済制度は、適正な管理と運営を為し、採算を確保しつつ安定性・持続性に常に配慮しなければならない。そのためには、①再委託部分の契約内容 ②自家共済部分の運用実態と将来推計 について、これらのリスクと効用を個別且つ総合的に考慮し、適切な変更を続けなければならない。

本共済が「生命保険部分と損害保険部分」への給付を対象としていることについて、あらためて注目する必要がある。会員年齢の変化を推計すれば、現状のこの割合で保障を継続するには、現行の掛け金では維持できない。そこで、この精神を今後とも活かすため、添付資料に具体的な考え方を例示する(資料 22 ページ参照)。

歯科技工士は、国民の幸福追求権を基とし、社会保障の支柱のひとつである医療の一端に尽くしている。そのための法令・社会規範は、その職務を担う者自身が誰よりも理解し遵守しなければならない。同時に歯科技工士は、変化する基礎的諸条件の推移に沿って、目的維持達成のために必要な合法的改編へ

向けたアプローチを為す責務を誰よりも負っている。本会は、この教養共有と自浄性とを高め、個人では為しづらい社会集団ならではの活動強化に向けて、有効にその機構を構築されたい。

運営と経営は不可分である。歯科技工界における勤務者の境遇改善に目を瞑り、外界にだけ改善力を求めてはならない。経営への労働側からの妥当な要求は、長期的には経営体の選抜を推進し業界を強化した史事を確認する。本会はかかる認識のもとで、就労環境を改善し、当然の労働環境に近づくよう活動できる機構を構築されたい。

歯科技工に係る知見と技能は、意図しなければ、小さく散在する職場に籠りがちである。巧みの技能に科学性と次世代への伝達力を与えることを忘れてはならない。こうした技能知見や技術を公開し、公の批判にさらし改良されて伝播することを医療界は続けてきた。こうした努力すなわち学会活動を衰退させてはならない。教育制度・試験制度への更新の不作为が続くからこそ、本会は、学術の価値を共有できる機構を構築されたい。

4. 連盟機構の改編指針

近代民主国家は、専制を脱し国家権力の行使をいくつかの国家機関に分担させ、これらの機関を互いに牽制させるような仕組みを国家の統治機構にとり入れた。我が国は、立法作用は国会に、行政作用は内閣に、司法権は裁判所に帰属させている。これを保ったうえで、国会は国権の最高機関である。この国会に国民の意思を伝えるパイプとして、今日、政党の果たす役割は不可欠である。政党は、法を制定するための具体的議論を不断に続け、議会制民主主義を担う重要な役割を有している。

社会政策は、専制の限界を知る歴史プロセスを経て、多様な意見を勘案し立案・選択そして合議によって構築する路を辿った。社会には極めて多様な職種があり、相互関係を保ちながら成り立っている。社会政策は、これら相互関係への“枠”であり“導き”である。

歯科技工に係る社会政策は、法令ならびに行政運営が“枠”や“導き”として機能している。その目的は、国民の幸福追求のための社会保障としての公衆衛生(医療・歯科医療)に資するためである。歯科技工士は、このため職種のひとつがあり、我が国各地であまねく活動しているといっても過言ではなく、歯科医療提供のための補完専門職として機能している。

社会政策は、専制を廃し合議によって構築する路を辿った。歯科技工は依然として提供される歯科医療の重要な構成要素であるから、歯科に係る社会政策は、歯科技工に関わる多様な意見を捨て置かず、選択と合議によって構築させるべきである。

日本歯科技工士連盟は、このために懸案と施策案を提示更新し、主張する主体である。よって本連盟が、歯科技工に係る専門家・当事者としての見通しや提案を政党・行政等に発し、合議に関与すべく取り組むことは当然なのである。

社会への主張は、界内議論を経て取り纏められ、社会的代表部から発せられることが重要である。その前提として、歯科技工による保健推進の事実が、社会に一定レベルで浸透していなければならない。なぜなら歯科技工に有意性を見出す方々こそが「歯科技工社会施策を改善すべし」と考えるからである。

日々の患者個々への歯科技工は、有資格者個々がその責任において尽くしている。けれども、この事実だけでは社会的存在と認知されない。社会へは、組織集合体として、その個々の務めでは届かない経済環境・教育制度・事業規範等の社会政策部門に対しての役割を果たさなければならない。

連盟は、上記の本質的存在理由を、連盟会員において再確認されたい。これに並行し、連盟運動の幅を拡げ、より多くの歯科技工士ならびに歯科技工の保健貢献に意義を見出す方々において、連盟の存在と役

割が明らかに認められるよう図る必要がある。よって連盟は、必要なら改称も否定せずに、本会とは性格を異にする組織存在形式にふさわしい範囲を組織化すべきである。こうした区分構築と運動展開によって、歯科技工施策の改善運動から外れずに連盟構成員の増大を得るとともに、財政基盤の安定を目指し、早期に連盟規約を改正して連盟機構に次の改編を図られたい。

1. 連盟会員の定義等

連盟の個人会員は、歯科技工への関与度によって複線化し、法人の参画を得て、権利と会費等とのバランスを図りながら新たな感覚で構成する(資料 16・17・18 ページ参照)。

(ア) 1号会員(仮称)は、歯科技工士有資格者をもって構成する。

(イ) 2号会員(仮称)は、歯科技工による保健貢献に賛同する者で1号会員以外の者をもって構成する。

(ウ) 3号会員(仮称)は、歯科技工による保健貢献を賛助する法人をもって構成する。

2. 連盟会員の会費等

連盟の会費は各号別とする。

1号ならびに2号の各号内においては、いわゆる家族会員(同居会員)や性差による会費免除ならびに減額等の施策は採用すべきではない。

3号会員については、法人の種別もしくは規模等につき、そこに勤務する1号ならびに2号会員への連絡等諸般のシステムを含めて、あらためて検討する。

3. 連盟会員の所属等

(ア) 連盟への入会に際してその所属支部は現住所(個人は住民票届出地・法人はその所在地)とし、その移動を把握して、連盟の支部(以下、県技連盟)と情報を共有するものとする。

(イ) 県技連盟は、1号会員から代表者・評議員等を輩出させ、衆議院選挙区の比例11ブロックの区分に倣う新たな連盟地区ブロックを創設する。

(ウ) 県技連盟においては、衆議院小選挙区ごとに1号会員から各々連盟代表者を選任する。本部連盟は、この代表者への個別のふさわしい連絡を絶やさず、重点活動への支援を惜しむべきではない。

衆議院比例ブロック区分
北海道ブロック
東北ブロック
北関東ブロック
南関東ブロック
東京ブロック
北陸信越ブロック
東海ブロック
近畿ブロック
中国ブロック
四国ブロック
九州ブロック

連盟における内部部門ならびに役職構成については、必要な構成をあらたに整備する必要がある。そのことを明らかにすれば、より適正な役員の登用が進むと同時に担当者自身の勤めにも合理性が生まれ、部署内の相互責任体制も一層明らかとなるであろう。

本委員会は、本会ならびに連盟の会員諸氏はもとより、未入会の歯科技工士諸氏に申し上げたい。

本会だけでは歯科技工社会施策は改善できず、連盟だけでも歯科技工集団の社会的存在として不十分である。両者は、相互に補完する役割を担っている。この補完関係が十分に理解され、本会と連盟とが統合された意思をもって運動が連動されて始めて社会への主張が届くのである。連盟は、民主主義国家において不可欠である。

5. 会費等の収受手法の改正指針と展望

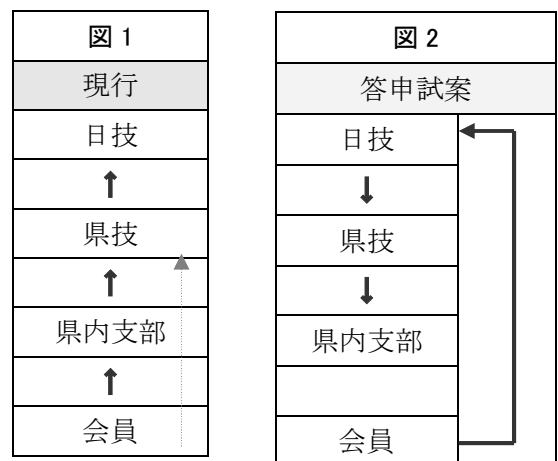
職能団体が全国組織を有し、民主主義の原則に則り自発的に運営されることは、社会からしてもまた職業者自身にとっても意義がある。本会ならびに連盟(以下、本部)は、支部として県技ならびに県技連盟(以下、県技両会)を構成し、県技両会には県内支部がある。これらは各々の歴史を有し、地域における団体等を構成し、地域保健に役立ち、社会存在として機能している。

県技には地域存在としての法人格の有無があり、また県内支部も法人格を取得でき得るが、この有無と「全国組織の支部である」ということとは別位の問題である。したがって本部が支部に対し、会員への連絡や配布等を求めたり、それを通じての会費等の収受等に機構上の齟齬はない。よって「県技が法人であるから本部会費の徴収実務を担うことは不当」との考え方は当たらない。

いわんや、各種規定等ならびに両議会の承認などがあるものに関して、この納入が滞った場合には、①納めた会員からすれば「預かり金の不当な滞留(目的外使用)」また②会員個人の支払い事実からすれば県技両会には本部への送金義務があるとも考え得る。ただし、県技両会がこれを徴収し日技へ納付する方式については、収受実務を担当する側に一定の経費が必要となることも無視すべきではない。

県技両会ならびにその支部は、各々がその特定地域による団体であると同時に、一元とする全国組織の構成単位である。県技両会ならびにその支部は、このふたつの要素を併せもっている。この双立性を鑑みれば、県技両会ならびにその支部には創立来の経緯ならびに事業内容・規模等に差異があるから、民主的運営が担保されることを前提として、「構成員の負担総額の全国一律化」を求めることは妥当ではない。しかし同時に、全国一元組織を組み目的を同じくして、在住等地域に所属することを前提としている以上、特段の別途サービスを提供する場合もしくは特定の返済等を除き、すなわちすでに契約や債務債権関係がある場合を除いて、「当人選択部分を除く会員の負担合計の差異」は一定範囲内に収まることが望ましい。

本会の資格審査委員会規定第13条「納入率80%未満の場合の表決権停止」は、代表権の資格有効性問題である。これに対しては「納めた会員を代表する意思表示への抑制」との指摘がある。他方同時に、代議員が支部単位で選出されている以上「完納県技とは一定の差異があって然るべき」との規範性もある。そこで当規定では、これらのバランスを保つべく、代議員会への参加権は保障し、発言権を慰留して、納入率の如何に関わらず旅費等議会参加費用の支給を本部に課している。これらを勘案するに、新たな収受の確実性が図られるまでの間、本運用は継続されるべきである。



現実の会費等は、本会会費・連盟会費・事業所部門の会費・学会費、県技等会費・県内支部会費、共済拠出金などが合算され収受され、これらが各々回送され納められている。

この収納方法は、現状おおむね [図1] のようである。これに対して本委員会は、債権債務関係が明確で、確実な支払い振込みを確保でき、可及的に経費が少額で、前述等の問題を回避でき得る、新たな入金収受方式について議論した。答申試案のひとつとして [図2] を例示する。

本例示に関し、社会に普及するであろう様々な支払いや管理に係るシステムで、本組織が利用できるものについて、「財産管理および会計規定」への適用を含めて、今後研究されたい。それは、確実性・安全性・利便性に優れ、組織員の繋がりが薄くなる弊害を最小限としつつ、一方が偏責されることのない合理性をもったシステムであるべきである。

結 語

歯科技工士の社会組織である本会は 50 年の成り立ちのなかで、数度の機構改革を為してきた。次の半世紀を迎えようとする現在、組織構成員の年代構成は人口動態以上に高齢化し、共済への期待の質も変化した。行政所管では、保健所はもとより市町村統合さらには都道府県の変更でさえ議論の埒外にはない。すなわち社会機構自体が変わり行こうとしている。かかる社会環境を踏まえ、変化する組織状況やニーズ、経済環境や構成員の年齢構成、提言されてきた他の答申などを含め、これまでは調整の積み上げで対応してきたものを、網羅的かつ横断的に検討し、以後四半世紀に通用すべく問題点を整理した。本委員会は、この整理を中間開示し可及的にフィードバックさせ最終委員会において再議論し纏めた。

当委員会は、分科会を含む計 10 回に亘る困難な粘り強い議論を前提なく為し得たと報告できる。過去数年、本委員会には様々な懸案が一重に委ねられた感があった。その意味では、委員には重いスタートだった。しかし当委員会の議論には、社会環境を踏まえ、変化する組織状況や答申・既存部署等の検証・再評価・再照を為し、網羅的かつ横断的に問題点を整理する意欲に満ちていた。委員各人は、地区ならびに部門からの輩出であることを前提に、自らの意思を一定程度有しつつ全体の代表者として自らの見識で論理的発言に努め、提案を示しつつ協力し務めた。その議論は、更なる高齢社会を迎えるにあたり口腔保健が社会貢献として有意で、近い将来も歯科技工士はそのための歯科医療の欠かせない一部分であるとの確信と、それを有効に担うのは歯科技工士以外にないという事実が支えた。その意味では、半世紀に亘る貢献の事実が確信の基礎であり、先人を含めるすべての歯科技工士がこの答申の源である。

すでに医療は、医療者単身が患者個々に対面することだけで成り立つものではない。いわんや公衆衛生の観点からは、医薬商工を含めるチームとしての医療が妥当に構成され遂行できる社会政策が不可欠である。この主張に対しては、いましばらくの間、個別の場面において旧前の慣習との相克もあるだろう。そのときこそ、それを個人で解決しようと籠り心労するのではなく、職能集団として社会施策的にその背景を改善しようではないか。チーム医療を求めるには、自らがそれにふさわしい思考と言動を有する必要がある。有資格者は、その専門には自信をもちつつ、社会性を有し、だから真摯に補完職種に接しよう。吾が全体の補完の役割であるならば、他もまた吾の補完なのだ。歯科技工士も例外ではない。

この答申が、会員諸氏ならびに代表者の問題意識の整理と志向に資すことを願う。歯科技工士の社会環境を更新させるには、本会ならびに連盟が補完関係を有しつつ社会代表部として共に存在することが必要である。歯科技工士の社会代表部を更新させるために、我々と我々の機構を変えよう。そのことは、未来を変えることに繋がるに違いない。

以上